

排出事業者の責任について その⑤ ～マニフェストの正しい運用方法～



マニフェストを正しく運用できていますか？

排出事業者が産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際に交付するマニフェスト(産業廃棄物管理票)には様々なルールがあります。今回から4回に分けて、マニフェスト運用に関する基本的なことをご紹介します。皆さまの会社での運用状態と見比べて確認してみてください。

マニフェストの種類(全3種類)

収集運搬業者が複数の場合に使用

積替用マニフェスト

収集運搬業者が1社の場合に使用

直行用マニフェスト

建設廃棄物(建廃)を扱う場合に使用

建廃用マニフェスト

マニフェストに関するチェックポイント

- マニフェスト交付のタイミング**
排出事業者は産業廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引き渡すと**同時に**マニフェストを交付しなければなりません。
 - マニフェストの交付は産業廃棄物の種類ごと、運搬車両ごと、運搬先ごと**
マニフェストは、産業廃棄物の種類ごと、運搬車両ごと、運搬先ごとに交付しなければなりません。
 - マニフェストの写しの保存期間**
排出事業者はマニフェストの写しをマニフェストを交付した日から**5年間**保存しなければなりません。
直行用マニフェストはA,B2,D,E票、積替用マニフェストはA,B2,B4,B6,D,E票、建廃用マニフェストはA,B1/B2,D,E票を保存しなければなりません。
- !** 上記に違反した場合は6か月以下の懲役または50万円以下の罰金を課せられます。
- 行政報告**
排出事業者は毎年6月末日までにその前年の4月1日から1年間のマニフェストの交付状況について各行政に報告をしなければなりません。

【質問コーナー】建設廃棄物ってなに？ <前編>

Q マニフェストには建設廃棄物用のものがありますが、そもそも建設廃棄物の定義とはどのようなものですか。

A 廃棄物処理法第21条の3第1項においては「土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)(略)～当該建設工事に伴い生ずる廃棄物」と定義されています。捉えづらい書き方がされていますが、「建設工事から排出される産業廃棄物」ということです。建設工事の定義について環境省の通知を読めると、以下のように記載されています。

建設工事: 土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念であり、解体工事も含まれること
工作物: 人為的な労作を加えることにより、通常、土地に固定して設置されたもの

要は、「建設物や工作物に何かしらの手を加えること」と読むことができます。因みに、自治体に確認したところ、「増築」も建設工事に該当するようです。建設廃棄物は複雑で、建築基準法等の廃棄物処理法以外の法律も関わってきます。今回だけでは全て書ききれないので、次回以降で続きを記載致します。

NEXT

次回は、「マニフェストの記入方法」について解説致します

※本記事の内容は弊社独自の見解を含んでいます。実務に関しては管轄の自治体にご確認ください。

発行:株式会社浜田
CSR担当 今井
TEL:072-686-3500